

入札方法変更のお知らせ

単価契約の入札方法を、平成23年度分から、電子入札での参加希望型指名競争入札に変更します。

京都市交通局では、物品の総価契約については、平成21年7月から紙入札を廃止し、電子入札化に加えて参加希望型指名競争入札を実施しておりますが、今般、単価契約についても一部の例外を除き平成23年度分の契約（平成23年2月中旬から発注）から、同様の取扱いにて入札を実施しますのでお知らせします。

- 1 対象案件 物品の単価契約
（一部、紙入札による一般競争入札及び通常型指名競争入札が残る案件があります。）
- 2 入札手法 参加希望型指名競争入札とします。
（発注案件については、交通局からの業者指名は行わず、交通局のホームページ及び携帯電話サイトにて公告します。）
- 3 入札方法
 - 事業者様が所有のパソコン又は交通局の契約窓口を設置している来庁者用の入札端末にて入札して下さい。
 - 事業者様が所有のパソコンから入札する場合は、電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカードが必要です。
 - 電子入札未対応の事業者様は、交通局の契約窓口を設置している来庁者用の入札端末機から入札いただくことになります。
なお、来庁者用の入札端末機の使用には、入札端末機利用者カード（IDカード）が必要となりますので、交通局の契約窓口にて申請をお願いします。（毎週発行し、木曜日に依頼締切、火曜日のお渡しとなります。）
- 4 入札金額の単位
入札時に入力いただく金額は、基本的に、予定単価×予定数量の「予定総額」となりますので、入力の際はお間違えのないよう注意して下さい。

この件に関するお問合せは
京都市交通局企画総務部財務課管財契約係まで
TEL 075-863-5095